

令和4年第2回川西町 議会臨時会会議録

令和4年5月6日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（12名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	11番 高橋輝行君
13番 伊藤寿郎君	14番 鈴木幸廣君

欠席議員（1名）

10番 淀秀夫君

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小林英喜君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 安部博之君	政策推進課長 遠藤準一君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂強志君	住民課長 近祐子君
福祉介護課長 原田智和君	健康子育て課長 小林俊一君
産業振興課長 井上憲也君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 内谷新悟君
地域整備課長 奥村正隆君	教育文化課長 金子征美君
農業委員会 会長 大沼藤一君	監査委員 嶋貫榮次君

財 政 主 査 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年5月6日 金曜日 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第33号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 4 議第40号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第34号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第35号 虚空蔵山西線道路改良工事(1工区)請負契約の締結について
- 日程第 7 議第36号 財産の取得について
- 日程第 8 議第37号 財産の取得について
- 日程第 9 議第38号 川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 議第39号 財産の取得について

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

8番神村建二君、9番橋本欣一君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前 9時40分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時12分)

◎議第33号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長 日程第3、議第33号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第33号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、命によりまして私から、議第33号 川西町税条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明を申し上げます。

川西町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

それでは、こちらの改正の内容につきましては、添付させていただいております川西町税条例等の一部を改正する条例の概要により説明を申し上げます。

まず、1つ目、改正の趣旨であります。令和4年度の税制改正については、景気回復に万全を期し、成長と分配の好循環の実現に向けて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税土地の負担調整措置及び軽減措置の継続、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長などとなっております。この税制改正に併せて地方税法等が改正されたことに伴い、本町の次の関係条例を改正するものであります。

なお、ここで言う地方税法等の改正については、地方税法等の一部を改正する法律、これ

は令和4年法律第1号であります。令和4年3月31日に公布されております。

本町の関係条例でございますが、1つ目、川西町税条例、2つ目、川西町税条例等の一部を改正する条例、こちらは昨年の5月臨時会で議決をいただいた改正条例の未施行の部分について改正するものでございます。3つ目が川西町都市計画税条例、4つ目が川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例でございます。

次に、2の主な改正内容であります。1つ目、川西町税条例及び川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係でございます。

1つ目、固定資産税関係ですが、固定資産税の土地について負担調整措置を令和4年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する商業地等に係る土地について、課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%に抑制するものでございます。なお、本町でこちら評価額の上昇がこのパーセントに届いておりませんので、本町での影響額はございません。

次に、2つ目、個人住民税関係です。

個人住民税の住宅ローン控除について所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%、上限最高で9万7,500円となりますが、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する内容でございます。なお、この措置による減収額は全額国費で補填されるものとなっております。

なお、本町での影響額見込みでございますが、対象者約300名と税額にして990万円ほどと見込んでおります。

3つ目、納税環境関係でございます。

e L T A X、いわゆる地方税のオンライン手続のためのシステムでございますが、e L T A Xを通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目、納付手段を拡充するものでございます。

4つ目として、その他法改正に伴う条文の整備となっております。

法律の改正によって、条項や文言などが変更等されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

2つ目、川西町都市計画税条例の一部改正関係でございます。

法律の改正によって、条項や文言などが変更とされたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

次に、3つ目でございます。川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部改正でございます。課税免除対象とする施設については、令和5年3月31日まで

に取得したものが対象となるということを明記したものでございます。こちら改正前は、計画を作成して5年以内に取得したものといたったものが、令和5年3月31日までに取得したものであるということで、しっかり明記をされたという内容でございます。なお、本町では現在1者がこちら該当して免除を受けているところでございます。

3つ目、施行期日でございます。この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとなっておりますが、その他この内容については、それぞれの条文について施行期日が異なる設定をされております。全て国の法律に基づいて、そちらの条文と合わせている内容でございます。附則のほうに記載の日から施行し、それぞれの年度分から適用するというような記載となっております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第40号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長 日程第4、議第40号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第40号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、命によりまして私から、議第40号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

こちらの議案につきましても、お手元に配付をさせていただきました川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要によりご説明を申し上げます。

まず1つ目、改正の趣旨でございますが、こちらについても先ほどの議第33号と同様に令和4年度の税制改正については景気回復に万全を期し、成長と分配の好循環の実現に向けて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税（土地）の負担調整措置及び軽減措置の継続、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長などとなっており、この税制改正に併せて地方税法等が改正されたことに伴い、川西町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

2、改正の内容ですが、基礎課税額の課税額を65万円、現行63万円ですので2万円の増に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円、現行19万円でございますので1万円の増に引上げ、なお、介護納付金は据置き17万円でございますので、合計限度額が102万円、現行99万円でございますが3万円の引上げとなる内容となっております。

3の施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。この条例による改正後の川西町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前のものによるものでございます。

なお、先ほど説明の中で申し上げませんでした。今現在、来年度の課税額について所得の計算中でございます。ですので、今現在の見込みとして、令和2年度分の所得で算定を試算をしたところ、現在基礎課税額65万円となる対象世帯が14世帯、後期高齢者支援金の20万円上限になる世帯が25世帯というふうになってございます。

ただ、これから昨年度の所得がどのように変化をするかによって、この金額は動いてまいりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

橋本欣一君。

○9番 さきの議会においては、国保税の税率の引上げということで、言わば泣く泣く私は賛成した立場でございますけれども、さらにこの上限額を引き上げるということは、被保険者の負担が相対的には増えるということになるわけなのですけれども、その増えるという、税率でも増える、上限額でも増える、どのようにお考えでしょうか。町長。

○議長 原田町長。

○町長 今回提案させていただきます最高限度額の上限につきましては、国の地方税制の改正に伴うものでありまして、これは国全体として判断されたものとして、我々とすればそれに準じた形で条例改正をお願いしているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

今後とも被保険者の皆さんの負担軽減のためには、医療費をどう圧縮していくのかということが大きな課題でありますので、運営の中で検討また効果のある手だてをしていかなければいけないというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 もちろん上位法ですので、何とも抵抗ができないというところはあるのでしょうかけれども、ぜひ別の面での町長おっしゃったような医療費の削減等々で、ぜひ被保険者の負担軽減につながるようなご努力をお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長 ほかに。

11番高橋輝行君。

○11番 これは町長からあったとおり上位法の改正に倣って、言うなればやらなければならないよだという理解での提案、これは分かります。ただこの際、国保となりますと、町長、非常にこの3月のいわゆる国保財政が、厳しい言い方をすれば破綻したと言っても過言でないような状況で、税率のいわゆる改正等もあったわけで、今回の内容と若干それですけれども、今、橋本議員からあったとおり、やはり町民あるいは被保険者に対して、もう少しこの内容も含め、こういうことで取り組んでいるという姿をもう少し懇切丁寧に説明をする、これは行政の責任としてあるように思うわけで、これはひとつ頑張っていたいただきたいわけですが、ご意見、お考えをお伺い申し上げたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 3月の定例議会でも様々な提案、要望もいただいたところであります。やはり被保険者の負担軽減には医療費をどうやって削減していくかという、これ目的税になるものですから、その部分については全力を挙げて町民の皆さんにご理解と、またご協力をいただきながら健康で安心して生活を送れる、そういった社会をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

医療関係につきましては、町内の開業医の先生をはじめとした、医療・歯科医の皆さんにもご協力いただきながら、様々な形で健診等に誘導していただいたり、さらに早期発見に努めていただくようなご指導もいただいております。

また、本年度につきましては、歯科衛生について口腔ケアをしっかりとやっていきたいということで、それこそ歯が生えそろそろ頃から早期に歯医者さんとかかりつけ医として信頼関係を保っていただくような、そういったことなども取り組みながら高齢者にとっても口腔ケアというのが介護予防にもつながっていくという、そういった実証などもいただいておりますので、ゼロ歳から高齢者まで安心して生活を送るためには、歯科衛生が大事ではないのかなというようなことも、今後取り組んでまいりますので、そういった総合的な医療の抑制につながるような取組を進めていきたいと考えております。

あわせて、運動とか、あとは食育とか総合的な取組が必要というふうに考えておりますので、そういった面でキャンペーン的なものを張りながら、町民の健康を高めるような取組につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 今、何回も申し上げますが、提案の内容は上位法に基づくものでありますけれども、今ありましたとおり、町長、冒頭で医療費の圧縮というふうに申されましたけれども、今も再答弁された中でもやっぱり健康が大事であると、ここのいわゆる施策、戦略ですよね、これ当然この指摘をさせていただいておるわけなので、このことについては大いにご期待を申し上げたいわけでありまして。

ちょっと提案の内容が若干それですけれども、この際もう一回振り返って、この3月予算議会を振り返るわけですが、平成30年度にこの上位法改正の内容と別に税条例を削減したいきさつがありますけれども、資料請求によりまして平成16年から医療費とそれから基金関係の数字をずっといただきました。これ見ますと、30年のときに1億1,700万という1か月当たりの医療費に対して基金が2億ちょっとだったんですよ。私が従来から申し上げている3

か月というのであれば3億3,000万、この数字に達していないのに、平成30年にこの税率を世並みというか被保険者にいわゆる配慮して下げた、この決定、私は間違いだったと思うんです。この数字からいって、そういうような、原田町長、どうか戦略的な、気分でというか、何か世論というか、そういうものだけをいわゆるバロメーターにして実施するのではなく、提案の内容が大分それですけれども、どうかひとつ国保事業のみで申し上げれば、いわゆる被保険者あるいは納税者に対して、懇切丁寧にそしてまた健康第一である。これ原田町長、言葉だけでなくこれをひとつぜひ戦略を練って実施をするべきであるし、それが一番だと思う。それによっては税率もアップする場合がありますよ。これね、圧縮するだけでなく、そういう難しい施策でありますけれども、そのように考えるわけですが、簡単にコメントだけいただいておりますか。

○議長 原田町長。

○町長 議員からご指摘いただいたのは、安定して持続的な運営をしてほしいと、さらには負担軽減を図るための努力も併せてすべきだというようなご意見をいただいたというふうに思っておりますので、そのことも十分踏まえながら今後の運営に生かしていきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第34号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第5、議第34号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、

本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第34号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員会に所属する指導主事の給料について山形県の教育職給料表を適用するため提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第34号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

本日付提出、町長名であります。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますのでご覧ください。

1、改正の趣旨につきましては、教育委員会に所属する指導主事の給料について山形県の教育職給料表を適用するため改定するものであります。

2、改正の内容につきましては、教育委員会に配属されている指導主事2名につきましては、県からの派遣を受けておりますが、その給料は本条例（町の条例）の行政職給料表を適用しており、県で支給されていた給料月額に準じまして初任給を格付けし、その後は年1回の定期昇給で運用を行っているものであります。

今回の改正は、本町行政職給料表と県教育職給料表の給料月額の設定が異なることから、現在の運用では指導主事に不利益が生じるため、山形県職員等の給与に関する条例の教育職給料表を指導主事の給料支給に際し適用するものであります。

指導主事に係る給料月額の表をご覧ください。

この表は町行政職給料表と県教育職給料表の比較になります。

町行政職給料表では、指導主事は主任として4級に格付けしており、4級の給料月額は26万4,200円から39万6,300円までの設定となっておりますが、県教育職給料表では、指導主事は2級に格付けされ、2級の給料月額は17万8,400円から41万4,100円までの設定となっております。この給料月額の違いから、町の行政職給料表の4級では上限に達し定期昇給ができ

ない状況でありますので、指導主事の給料について派遣元であります県条例を適用することで、その解消を図るものであります。

3、施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上で、ご説明といたしますので、よろしくお願いいいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 以前にもこういう立場での職員がいたように記憶しているのですが、そのことについてお尋ねすることと、そのときはどうしておったのかちょっとお尋ねしたいです。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 教育委員会の指導主事の方につきましては、以前から派遣を受けて町条例で給与のほう支給させていただいておりますけれども、今までにつきましては、町の行政職給料表の範囲内で対応できる給料水準であったため、現行の一般職の職員の給与条例で対応させていただいたところであります。

○議長 高橋輝行君。

○11番 そうすると、私の記憶のとおりそういう人がいたということだよ、それはその上限の部分が一番でしょうけれども、その範囲内でざっくりばらんな言い方すれば、間に合ってた、今度の方はその額を超える方なのでこういうふうにしたんだと、こういうことですね。分かりました。そういうことなんだなということをお尋ねすることと、それから、ちょっとそれですけども、今回、職員の処遇の収入の関係なんですけれども、ほら、勉強に行く方いるでしょう。東京だけ。この提案の内容違います。もしかすると職員の立場からした場合に、当然そういう物価も高かったり、様々な経費もかかるところに行くとしたら、私はやっぱりそういう方の手だてというか、支援というか、これは満額までいなくても、そういうことも当然合わせて考えるべきものなのではないかと思うのですけれども、この際ちょっと関連して、かなり幅広くなりましたけれども、2つお尋ねしたいんですけれども。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 今年度全国町村会に派遣されている職員につきましては、派遣先の給与関係の規定で支給をされております。その中で、やはり先ほど議員からご指摘あった物価関係の部分については、調整額ということで給与にプラスして手当という形で対応させていただいてるところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 心配はないということね。私、そういうものも合わせて提案の内容から、ちょっと新局長の犬友局長から（笑）、何か目で合図されましたから、これ以上やめますけれども（笑）、注意されてられないからね、だからやめますけれども、その職員のね、町長分かるでしょ、そういう立場からいえば、そういう部分だけでなく当然、それから駄目押しでもう一回ひとつ言えば、この際うまくその職員の方が頑張っていて、情報提供いただくなり、町の権益と言いますか、町益につながるとすれば、これは時代に逆行するかもしれませんが、東京事務所川西、置きながら必要経費を出しながらも町の利益になれば、やることなども一つだと思いますよ。それ言いますと、今度6期目また町長出るなんて言う困るんだけど、いずれにしても町の利益になる内容ということから、ちょっと脱線しましたけれども、お尋ねしたところです。よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ほかに。

（な し）

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第35号 虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）請負契約の締結について

○議長 日程第6、議第35号 虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに質疑いただくことといたしましたので、ご了承願います。

当局提案の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第35号 虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から議第35号 虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

令和4年4月20日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的でございます。虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）。

契約の方法でございます。指名競争入札による契約でございます。

3の契約の金額でございます。5,940万円でございます。

4、契約の相手方。山形県東置賜郡川西町大字上小松2344番地の1、株式会社藤島建設、代表取締役社長藤島英一でございます。

令和4年5月6日。本日付、町長名でございます。

資料として、別冊で建設工事の請負仮契約書、それから図面をつけておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

まず初めに、建設工事の請負仮契約書でございます。

工事名につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

工事の場所については、川西町大字時田地内でございます。

工期でございます。この工期につきましては、令和4年10月28日までとするものでございます。

請負代金につきましては、5,940万円でございます。

この仮契約書でございますが、4月22日に契約を締結したものでございますが、この契約書本文に記載のとおり、この契約締結後における最初の当町議会の議決をもって、契約を成

立するものでございます。

発注者については町長。受注者については記載のとおりでございます。

次に、裏面のほうに、虚空蔵山西線道路改良工事（1工区）についてということで、A3版の図面を記載をしております。

この図面の下のほうに3つほど小さい図面がありますが、一番下の左側でございます。

位置図をご覧いただきたいと思います。

虚空蔵山西線につきましては、川西町の事業区間については1,080メートルほどございまして、その後米沢市の市道として283メートル、これが全線の区間でございます。

今回工事をいたしますのは、ちょうど米沢市の市道と管理区分を境にするところでございますが、そこまでの区間191.6メートル、この部分を施工するものでございます。この部分の詳細については、上のほうに図面を抜き出しておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

凡例のほうに着色をしておりますが、まず赤で記載をしている部分については、これは車道部分ということになりますので、車道部分の区間でございまして、今回工事につきましては、この区間はまだ路床等全く手をかけていない路線でございますので、路床盛土をした後に路盤をして、舗装表層まで完成をするというような工事内容でございますので、赤の部分については車道舗装工として1,266.3平米の舗装面積でございます。

それから、紫の部分については歩道部でございまして、歩道が設置されますので、歩道に係る舗装として349平米、それから車道との区切りとして縁石でございますが、133.8メートルを施工するものでございます。

そのほか附帯として、法面工として法面の部分が466.1平米、それから排水構造物については図面ではちょっと薄くて申し訳ないのですが、水色で薄く塗られていると思いますが、側溝工が425.6メートル、それから集水柵工が12基というこの内容を、今回、工事を行うものでございます。

なお、今回のこの区間を工事することによりまして、虚空蔵山西線全線1,080メートルでございますが、これが路盤以下の部分全てが、道路の線形が全て完了するような形になるところでございます。

なお、今回の工事の発注でございますが、予算につきましては令和4年度当初予算で6,000万円を予定をしております、国のほうからの交付決定がいただきましたので、社会資本整備総合交付金を活用して、この工事を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 虚空蔵山西線のあんまり強調しますと、奥田のほうから時田のほうに行くので、我が田に水を引くような話になりますから、そういう意味合いでの質問は申し上げませんが、ちょっと確認したいのですけれども、事業費ベースで、これ何回も同じこと言っているのですが、これ町民の方もテレビ見たり様々情報がありますので、課長、事業費ベースでいった場合に今回の発注分はこれは3年度分の金でしょう。それから補正予算できている、4年度分、その内訳をお聞きしたいんです。もう一回復習しておきたい。5年に供用開始すると、今4年度に入りましたからね、今度5年度という場合にどういうペースでこの金額を配分になっていくのか、もう一回改めて確認したいんです。

補正予算債務負担行為分がありますから、そういう部分で私は3年度と申し上げたんですけれども、この額は4年度分、3年度分の予算のいわゆる発注できなかった分のしわ寄せ分の発注ではないんですか。その辺ちょっともう一回整理して、事業費ベースの分、完了するまでの、それも確認したいんですけれども。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 予算との兼ね合いでございますが、まず今回発注をしました工事につきましては、令和4年度の予算の発注でございます。事業費ベースで申し上げますとありますように、令和3年度の補正予算が12月の補正予算、国のほうがありまして、そこから1億円の事業費を繰越しをさせていただいております。この令和3年度の1億分の工事につきましては、現在契約の準備を進めているところでございますが、これから令和4年度内でこれから発注をする予定でございます。その中で全体事業費の中身でございますが、虚空蔵山西線につきましては、全体事業費を6億1,500万を想定をしているところでございます。

令和3年度の当初までですと、4億500万という事業費でございまして66%が完了したというような内容でございます。ここに令和4年度施工予定をしている、ただいまの令和4年度当初予算で発注、今回の事業費が6,000万円ほどございます。それから、令和3年度の補正予算繰越しで4年度施工分が1億ございますので、1億6,000万今年度予定をしているところでございまして、この1億6,000万、令和4年度分を含めると5億6,500万円というような事業費ベースになりまして、92%の事業まで完了するような目安となっているところでございます。そうなりますと、令和5年度の部分につきましては、5,000万円の事業費、こ

の部分で来年度は完了を目指しているというところでございます。

以上でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 分かりました。今回のこの発注分は純然たる令和4年度分の金の発注なんだと、それから後日発注予定される部分というふうにお聞きしているわけですが、1億というのは、それは3年度分のいわゆる補正予算で来た分、この発注分がまた出てくるんだと、そういうことでいうと全体額よりも差引きで残りの5,000万分ぐらい、これは今度5年度の最終的な本予算でもってそこで終わらす予定だと、こういうことなんですよ。

これは、町長にお尋ねしますけれども、米沢は約280メートル、300メートル弱だとしても、まあ300メートルにしましょう。これは間違いなくどなたとお約束されたか分かりませんが、5年度で川西の進捗状況に合わせてやるんだというふうになっているわけですね。どなたとお約束されました。これ大事なことなので、つまり負担分、川西は過疎債使ったり様々手品をされるわけですが、米沢は純然たる生の予算と言いますか、交付金除いた分のいわゆる負担分が出てくるわけなので、ちょっと心配もするわけなので、ぎりぎりのスケジュールが見えるような時期に来たので、ちょっと駄目押しでお尋ね申し上げたいわけがあります。順調に進んでいるので、ほっとしているのですけれども、約束どおりこれはやっていただきたい。米沢の分だけちょっとお尋ねします。

○議長 原田町長。

○町長 米沢市さんにも誠意を持って取り組んでいただいておりますが、令和5年度供用を目指すということでは合意させていただいているところでありますが、今回完成まで目指すわけですが、今回の工事につきましては、米沢市さんの分で287号に接続する部分の工事が入るわけですが、その工事についていろいろ公安委員会とのやり取りもあって、まず工事に入る前に代替として川西を利用して、まず迂回路の整備を先行するというような工事で、今最終的な公安委員会との接続タッチの部分はどういうふうにして進めるかということが協議に議題になっているというお話をお聞きしているところであります。

米沢市さんも精力的に取り組んでいただいておりますので、完成を同時に迎えられるように我々としても準備を進めていきたいと考えております。

○議長 暫時休憩いたします。

(午前10時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時03分)

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第36号 財産の取得について

○議長 日程第7、議第36号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第36号 財産の取得について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、議第36号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

令和4年4月20日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した小形除雪車(1.5メートル級)の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得物件でございます。小形除雪車(1.5メートル級)でございます。

2、契約の方法でございます。指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額、3,916万円でございます。

4、契約の相手方、山形県山形市大字十文字1128番地1、昭和建機株式会社、代表取締役石川 清でございます。

本日付、町長名でございます。

資料として、物品購入の仮契約書を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

仮契約書の日付については、令和4年4月20日でございます。

発注者については町長。受注者につきましては昭和建機株式会社、代表取締役石川 清でございます。

物品名でございます。小形除雪車（1.5メートル級）。

数量は1台でございます。

規格でございますが、NR144形ということでございまして、この除雪車につきましては新潟トランス社製の除雪車でございます。契約の金額については3,916万円でございます。

納入の期限、令和4年11月15日。

それから納入場所については、川西町大字中小松地内ということでサブセンターへの納入ということでございます。

この仮契約書の2枚目のほうに今回契約をいたしました除雪車の外観図をつけております。小形除雪車ということでございますが、ロータリー除雪車でございます。全体の機械幅が1,500ミリ（1.5メートル）の車幅でございまして、車両の全長が5,610ということでございます。ただ、機器仕様によりまして全幅1.5メートルなのですが、除雪幅としては1.8メートルの幅で除雪できるような仕様で、今回発注をしているところでございます。

そのほか機器の附属品として主なものでありますが、まずはタイヤチェーン、それから機器のバックモニター、それからドライブレコーダー、それから運行記録装置等の搭載を仕様のほうで求めているものでございます。

加えまして、このロータリー除雪車につきましては、夏場草刈りの作業も予定をしております。アタッチメントとして草刈り装置を、ディスク型でございまして、これも附属として今回の工事のほうで購入をする予定でございます。なお、今回のロータリーの小形除雪車でございますが、同じ大きさのロータリー除雪車が古くなりましたので、改めて更新をするものでございます。

なお、除雪車全体の動向でございますが、世界的な経済情勢の影響から部品納入等が非常

になかなか難しい、読めないというような情報を各事業者さんからいただいております、その関係でなるべく早い時期にこれを発注をしないと納入が間に合わないということもございましたので、今回の契約をこの時期にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 何もかにも質問するわけではないのですが、指名競争入札でしょう。これは特殊なものでありますからメーカーということになるわけですがけれども、地元の看板上げている企業もそのメンバーに入っているのかどうかちょっと参考に。

○議長 奥村課長。

○地域整備課長 ありましたように、除雪車、特殊な車両でございまして、製造元が限られてございます。特に、ロータリー除雪車については納入できる事業者というのは非常に限られているということでございますので、限られた事業者に対して今回指名を行ったものでございまして、今回契約いただいたところが山形市の事業者ではございますので、町内ではございませんが山形市ということでございます。

○議長 ほかに。

4番寒河江 司君。

○4番 ちょっと確認であります。古いロータリーの代わりというか更新というかで、新しいのを買うというのですが、古い除雪車の処分、こういうのはどうなっているのでしょうか。この金額から下取りで引くのか、あるいは別に売ってやるのか、そこら辺の対応はどうなっていますか。

○議長 奥村課長。

○地域整備課長 古い除雪車につきましては、処分という形になりまして、この処分についてはこの契約には計上はされてございません。

○議長 4番寒河江 司君。

○4番 いや、処分と言っても、今、鉄が高騰して相当いい金額になっているわけですがけれども、スクラップ業界の、これ業者に言われたまま処分だから持っていけと言って、町は何も入ってこないということになるんですか。処分ということは。そうじゃないでしょう、普通はスクラップでも何でも売ってやって、金額に替えてこれになんぼでも補填するような方法は取らないのですか。そこら辺もう一回。

○議長 奥村課長。

○地域整備課長 処分につきましては、別契約でさせておりました、その中で処分費と、通常は処分費かかるわけではありますが、その辺の経費をかからないような中で対応をしているところでございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時30分といたします。

(午前11時14分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◎議第37号 財産の取得について

○議長 日程第8、議第37号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第37号 財産の取得について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、議第37号 財産の取得についてをご説明申し上げます。

令和4年4月20日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した除雪ドーザ（9トン級）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得物件、除雪ドーザ（9トン級）でございます。

2、契約の方法であります。指名競争入札でございます。

3、契約の金額、1,930万5,000円でございます。

4、契約の相手方、山形県山形市大字十文字1128番地1、昭和建機株式会社、代表取締役石川 清。

本日付、町長名でございます。

資料として、物品購入の仮契約書でございます。

仮契約書の日付については、令和4年4月20日付でございます。

発注者については町長名。受注者につきましては昭和建機株式会社、代表取締役石川 清でございます。

物品名、除雪ドーザ（9トン級）でございます。

数量は1台。規格でございますが、ZW120-6ということで、この除雪車については日立製作所のメーカーでございます。

契約の金額については、1,930万5,000円でございます。

納入期限、令和4年11月15日まで。

納入場所については、川西町大字中小松サブセンターでの納入でございます。

2枚目のほうに外観図をつけてございます。

今回除雪ドーザでございますので、前にプラウということで、除雪を押し部分がついておりますが、この幅が全幅で3メートル30ほどございます。車体の全長については下段のほうに記載をしておりますが、6メートル73センチということでございます。

このほか今回のドーザについては、プラウはマルチプラウという型式でございまして、このプラウについては、真ん中からも折れるような型式の仕様にしておりますので、左右に除雪もできるようなドーザで、これを角度をいろいろ変えられる特徴でございますので、マルチプラウでの納入を予定をしているものでございます。

なお、この除雪ドーザについては、今回グレーダ式の除雪車が古くなったので更新をするわけですが、グレーダ式よりも路線除雪をする上で、狭い道路等に活用するには少し小さめの除雪ドーザのほうが効率的だというような観点から、9トン級の除雪ドーザを整備をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第38号 川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結について

○議長 日程第9、議第38号 川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第38号 川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 それでは、命によりまして議第38号 川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋

根改修工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

令和4年4月20日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、9,185万円でございます。

契約の相手方は、山形県東置賜郡川西町大字上小松988-1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽でございます。

本日付、町長名でございます。

添付といたしまして、資料をおつけしてございます。こちらでご説明を申し上げます。

初めに、建設工事請負仮契約書でございます。

工事名は、川西町立大塚小学校校舎及び体育館屋根改修工事でございます。

工事場所は、川西町大字大塚地内。工期といたしまして、令和4年10月20日までということとで設定をしております。

請負代金等は9,185万円で、文書の中で2番目、この契約はこの契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するというふうに記載をしております。

契約月日は令和4年4月21日でございます。

発注者は町長名。受注者は株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽でございます。

次のページに、工事内容をお示ししてございますが、最終ページA3版で校舎建物の立面図、つけてございますので、こちらも併せてご確認いただければと思います。

2つ工事を入れておまして、1つは屋根改修工事でございます。それぞれの棟ごとに工事内容を記載しておまして、①から⑦までの工事をそれぞれの棟に合わせて行うものでございます。

もう一つは、体育館の天井改修工事でございます。1つは天井ボード張り替え工事ということで、既設の鉄骨の垂木に硬質のウレタンボードを貼り付けていくものでございます。

もう一つは、火災報知空気管工事でございます。既設の火災報知空気管、こちらのほうを新たに更新をするものでございます。

以上の工事内容となっております。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

4番寒河江 司君。

○4番 1つお伺いします。この工事内容でありますけれども、中に屋根を改修した、塗装をする、いろんな工事名が書かれていますけれども、この中に足場は全部込みで入っていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 足場も入った形での内容となっております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 確認の意味で取らせてもらったのですが、ややもすると、また補正組んで追加、追加なんてやると9,000万、1億でできるのがまた二、三千万かかってしまうと大変なことになりますので、そこら辺は肝に銘じて工事をやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

11番高橋輝行君。

○11番 この内容は、以前からね、輝行来て見てみろと、屋根真っ赤でないか、ペンキも塗らないのかと、教育長、維持管理もしてないのかと、そういうことはずっと指摘あったんですよ。やっとなんかということで、課長、よく所管の委員会でないのであまり勉強しておらないのですけれども、これは結果オーライですよ。ここまでこぎ着けたのは。体育館の分を主体にペンキを塗るということになるの、この屋根を剥がして新しい、素人なりの言い方で言えば、トタンを張るということになるのか、その辺もうちょっと詳しく。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 資料をまたご覧いただきたいと思うのですが、校舎の棟ごとに工事のやり方が若干変わるのでありますが、体育館の屋根それから校舎の屋根につきましては、既存の部分剥がしまして、新たにアスファルトのシートを貼り直しをして、その上に新たに屋根をかぶせておくというような工事内容となっております。そのほか様々突起物、サンルーフ等もありますので、トップライトですが、そういうものに関しては例えば塗り替えをしながら、ガラスの部分、コーティングを再度し直すとか、様々なその状況に応じた施工をしていくという形で、今回工事を組ませていただいております。

以上です。

○議長 高橋輝行君。

○11番 だからその体育館だけでなく、体育館はどうするの、まず最初、いわゆるさびを取って、ペンキ塗るというような施工でなくて、全部引剥がして張り替えする、こういう内容なの。校舎のほうも、上から登って見たことないから分からないけれども、体育館だけは真っ赤になっていましたよね。教育長、現場ご覧になったことがあります。現職時代からも見る機会が多かったと思うのですけれども、原田町政って、ああいうざまなんですよ。何にもしない。さびでも。それ長々となりますからやめますけれども、課長、トタンを取って新しくトタンをやる、こういうことなんですか。トタンって素人なりの言い方だけれど。ところで4月からなったので大変でしょうけれども、ペンキ塗ったことあるんですか、あれ。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 体育館というお話でございました。体育館につきましては、既存の屋根の中で、さびていてどうしようもないところは外しますけれども、それ以外は高圧洗浄して、さび止め加工して、アスファルトシートを張った上で、トタンを上にかぶせるという工法です。

なお、体育館、校舎ともペンキ塗り替え等はしていないというふうに理解をしております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 理解をするという言い方をされれば、何でも発注内容だから予算の分科会の審査でないからやめますけれどもね、教育長、考えてみたって1回もペンキも塗ったことないと、だからさびたと、何年も言われている町長ね、教育長でいきましょう今日は、教育長。そういうことなんですよ。今の話ですと、赤さびを取って、いわゆる全面的な改修でないわけですね、課長。全体を見たんでしょうけれども、そういういわゆる言うなれば、あてがいぶちですよ。応急的な、それでもこれぐらいの金額がかかるわけですよ。当然かかると思いますよ、公共施設の維持管理というのは。やっぱり、教育長、私はちゃんとした、この際、教育長の所管である職務分担分である総合教育会議、形式的な会議ではなくて中身の濃いちゃんとした計画を持ちながら取り組んでいく。これはぜひ教育長、期待するというよりも、新教育長、これ大変でしょうけれども、あなたからこの原田町長にびりびり話題を出さないと、この人しませんよ。ちょっと不穏当の発言か分かりませんが、してないんだから20年間で、教育長、大塚小学校を皮切りにもう一度ですよ、今、提案は大塚小学校の屋根の赤さびの関係の改修、やっとならったのかということで、そういう意味では評価する部分もあるわけですが、全体的なものをこの際チェックしていただくこと、お約束いただきたいのですけれども、教育長、特に答弁を求めますよ。

○議長 小林教育長。

○教育長 町の公共施設で一番多いのは学校関係の施設だと思いますが、それらは川西町の公共施設の総合管理計画等に基づきながら検討する段階、また、改善していく改修を進める段階と大きな予算もかかることですので、それらを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長 ほかに。

橋本欣一君。

○9番 小学校でございますので、当然児童がおるといふ授業中であるという期間に工事が進むということでございますので、安全対策あるいは授業に支障がないのかということがやっぱり心配になるんですけれども、その点はどのような対策なさっておるのでしょうか。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 安全対策につきましては、業者それから設計監理を行う事業者とも含めまして、私どもも混じりながらきちんと話をしながら、適切に対応してまいる考えでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 当然のことを質問しておるのですけれども、また体育館につきましては、天井の張り替えということでございますので、一時的には体育館が使用できないという期間もあると思うのですけれども、例えば夏休み中にそれをするとか、何かご計画はあるのでしょうか。体育の授業に支障はないのでしょうかということでございますけれども。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 体育館の中につきましては、足場を組んだりする必要がございますので、一定期間使えなくなるということは頭に入っております。これにつきましても、その期間につきましても、学校側と業者ともきちんと話をしながら、できるだけ短時間で済ませるような話もしたいと思っておりますし、どちらにしても、これから工程会議等でこの案件につきましては、十分協議をしながら進めていく考えでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ぜひ安全に、さらに授業には支障がないような対策を練っていただきながら進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 ほかに。

伊藤寿郎君。

○13番 まず、今まで各議員先生が質問された内容については、我々議員である前にやはり地区の住民であるものですから、塗装に関して、何でこれもっと早めに塗装しなかったのかということをよく常々言われております。そうやって心配もあつての皆さん、議員先生のご質問だと思います。

吉島小学校、これも4年前にされて、もう2例目ということで、このカバーーフ工法がすばらしいものかなというふうに私は思っているところなんですけれども、実際その屋根の塗装を従来したものと、カバーーフ工法に当たって耐用年数なんか同じであれば、吉島小学校で8,000万、大塚小学校で9,000万、次は中部小学校これ1億か、そういうふうな形で町民の方は、どれくらい金額を塗装であれば1,000万、2,000万で終わるものが8,000万も吉島小学校かかったのかと、地元の方はかなりびっくりされているんですね。

やはりその地区町民の方々のこういったカバーーフ工法に当たってやるということは、2例目なので異論はないと思うのですけれども、そういった丁寧な説明だったりとか維持管理について、今までの従来工法とは違ったやり方でやっていくというような、ある程度その実績であったりとか、検証を基にこういうふうに進めているというふうなことを説明されたものかどうか、もう一度教育長並びに所管課長、ご答弁いただきたいと思います。

○議長 金子課長。

○教育文化課長 議員からはカバーーフ工法について、私の説明以上のお話もしていただきました。ありがとうございました。

業者のほうからは、カバーーフ工法での設置例なども聞いてございます。今現在の工法によりますと、ほぼ30年もつと言われている今現在の工法でもあるのですが、カバーーフ工法につきましても、ほぼ同じ程度の耐用年数が期待できるというふうに聞いてございます。

あわせて、少しずつ張り替えていくよりも、どんとしたほうが工事的にも早く終わるといような提案も業者からいただいた上で、今回取り入れたものでございます。

以上です。

○議長 伊藤寿郎君。

○13番 やはり雪国でございますので、通常の市町村よりはこういった降雪なんかで雪被害も考えられるというところがございますので、吉島小学校の実績だったりとか、そういった傷み具合の検証などをしながら大塚小学校の今回の実施と、またさらに残っている小学校の維持管理について、きちんと町民の分かりやすい説明の下、子供たちが安心してできる学校

運営のほうをよろしく願いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第39号 財産の取得について

○議長 日程第10、議第39号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第39号 財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、議第39号 財産の取得についてご説明申し上げます。

令和4年4月20日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町立川西中学校スクールバスの取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得物件といたしましては、川西町立川西中学校スクールバスでございます。

なお、今回購入するバスにつきましては、現在大塚スクールバスとして運行しているバスを更新整備、図るものでございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は1,749万円。契約の相手方は、山形県東置賜郡川西町大字上小松3458番地1、株式会社富樫モータース、代表取締役富樫貞皓でございます。

本日付、町長名でございます。

添付に資料をつけてございます。そちらをご覧いただきたいと思えます。

物品購入仮契約書でございます。4月20日付でございます。

発注者は町長名。受注者は株式会社富樫モータース、代表取締役富樫貞皓。こちらのほうの文面にも、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって、本契約として成立し、その効力を発揮するというふうに記載をしております。

物品名は、記載のとおりです。数量は1台でございます。

規格といたしましては、いすゞ ガーラ ミオ M-1で、その下、RR2Aというのは型式番号というふうになってございます。

契約金額は1,749万円。納入期限は10月31日としてございます。

納入場所は大字中小松地内でございます。

次のページご覧いただきますと、主な特記仕様書を記載してございまして、45人乗りの中型バスというふうになります。

メーカーオプション、附属品としては特殊仕様附属品、このような形で入れていただくというふうにしてございます。

次のページに、図面ということで、車の概要等お載せしておりますので、こちらも併せてご覧いただければと思えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 間もなく正午になりますけれども、引き続き会議を進めてまいります。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回川西町議会臨時会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午前11時59分)